

ID: 452

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の用途制限許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第4条第2項		
例 規 番 号	平成14年条例第27号		
【根拠条文】 (建築物の用途の制限) 第4条 計画区域(地区整備計画において当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。)内においては、別表第2ア項の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ項に掲げる建築物は、建築してはならない。 2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況に照らして、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、適用しない。 3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、芦屋市建築審査会(以下「建築審査会」という。)の同意を得なければならない。 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日